

## 議案第53号

### 鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年2月21日

鳥取県知事 平井伸治

#### 鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例（昭和44年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

### 鳥取県立産業人材育成センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、法第16条第1項の規定により県が設置する職業能力開発校の位置、名称、職業訓練の基準、職業訓練指導員の資格その他職業能力開発校の運営について必要な事項を定めるものとする。

(職業能力開発校の位置及び名称等)

第2条 職業能力開発校の位置及び名称は、次の表のとおりとする。

名称	位置
鳥取県立産業人材育成センター	倉吉市

2 鳥取県立産業人材育成センター（以下「センター」という。）の職業訓練を行う施設の位置及び名称は、次の表のとおりとする。

### 鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、鳥取県立高等技術専門校（以下「専門校」という。）の位置、名称、職業訓練の基準、職業訓練指導員の資格その他専門校の運営について必要な事項を定めるものとする。

(専門校の位置及び名称等)

第2条 専門校の位置及び名称は、次の表のとおりとする。

名称	位置
鳥取県立倉吉高等技術専門校	倉吉市
鳥取県立米子高等技術専門校	米子市

名称	位置
鳥取県立産業人材育成センター倉吉校	倉吉市
鳥取県立産業人材育成センター米子校	米子市

3 センターの行う職業訓練の訓練課程は、普通課程及び短期課程とする。この場合において、第4条第2項に規定する職業訓練のうち知事が適切と認めるものについては、法第15条の6第3項の規定により、センターの行う職業訓練とみなす。

(職業訓練の基準)

第3条 センターの行う普通課程の職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

2 センターの行う短期課程の職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(センター以外の施設で行うことができる職業訓練)

第4条 略

2 専門校の行う職業訓練の訓練課程は、普通課程及び短期課程とする。この場合において、第4条第2項に規定する職業訓練のうち知事が適切と認めるものについては、法第15条の6第3項の規定により、専門校の行う職業訓練とみなす。

(職業訓練の基準)

第3条 専門校の行う普通課程の職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

2 専門校の行う短期課程の職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(専門校以外の施設で行うことができる職業訓練)

第4条 略

2 法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、センター以外の施設により行うことが迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(利用の許可)

第5条 センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(入校選考手数料の徴収)

第6条 普通課程の職業訓練を受けるためセンターの入校選考を受けようとする者に対しては、入校選考手数料を徴収する。

2 略

(入校料の徴収)

第7条 普通課程の職業訓練を受けるためセンターへの入校を許可された者に対しては、入校料を徴収する。

2 略

(授業料の徴収)

第8条 センターの普通課程に在籍する者に対しては、授業料を徴

2 法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、専門校以外の施設により行うことが迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(利用の許可)

第5条 専門校を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(入校選考手数料の徴収)

第6条 普通課程の職業訓練を受けるため専門校の入校選考を受けようとする者に対しては、入校選考手数料を徴収する。

2 略

(入校料の徴収)

第7条 普通課程の職業訓練を受けるため専門校への入校を許可された者に対しては、入校料を徴収する。

2 略

(授業料の徴収)

第8条 専門校の普通課程に在籍する者に対しては、授業料を徴

<p>収する。</p> <p>2 略</p> <p>(受講料の徴収)</p> <p>第9条 <u>センター</u>の短期課程に在籍する者に対しては、受講料を徴収する。ただし、職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者のうち知事が定めるものに対しては、受講料を徴収しない。</p> <p>2 略</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第12条 この条例に定めるもののほか、<u>センター</u>の普通課程及び短期課程の訓練科、訓練生の定員、訓練期間その他<u>センター</u>の運営について必要な事項は、第3条に規定する基準に従って規則で定める。</p>	<p>する。</p> <p>2 略</p> <p>(受講料の徴収)</p> <p>第9条 <u>専門校</u>の短期課程に在籍する者に対しては、受講料を徴収する。ただし、職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者のうち知事が定めるものに対しては、受講料を徴収しない。</p> <p>2 略</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第12条 この条例に定めるもののほか、<u>専門校</u>の普通課程及び短期課程の訓練科、訓練生の定員、訓練期間その他<u>専門校</u>の運営について必要な事項は、第3条に規定する基準に従って規則で定める。</p>
--	--

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に鳥取県立高等技術専門校に在籍していた者であって、訓練期間の末日が施行日以後であるものは、施行日以後、鳥取県立産業人材育成センターに在籍するものとする。

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

3 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(201) 略</p> <p>(201の2) <u>鳥取県立産業人材育成センター</u>における成績証明書又は修了証明書の交付（職業訓練を修了した者に対して交</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(201) 略</p> <p>(201の2) <u>鳥取県立高等技術専門校</u>における成績証明書又は修了証明書の交付（職業訓練を修了した者に対して交付する</p>

付するものに限る。) 1 件につき420円

(202)～(328) 略

2 略

ものに限る。) 1 件につき420円

(202)～(328) 略

2 略